

義援金差押禁止法の恒久化を求める要望意見書

義援金差押禁止法とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものであります。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪府北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中に速やかに成立させています。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生の際に立法化されてきた経緯があり、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震など、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところであります。

よって、国及び関係機関におかれましては、義援金差押禁止法については災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるべく、恒久法としての立法化を早期に進めるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、
参議院議長